

令和 5 ・ 6 年度上天草市工事入札参加者資格審査格付基準

令和 5 年 6 月 1 日

上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（令和 3 年上天草市告示第 5 8 号）第 2 条第 2 項に規定する格付基準について次のとおり定める。

1 等級区分による資格要件

（1） 総合点数の基準

ア 格付に当たっては、工事の種類別に建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）の結果（以下「経審結果」という。）における総合評点（以下「経審点」という。）に、「2 技術事項等評価項目及び数値（主観的要素）」により算出した点数（以下「技術事項等評価点数」という。）を加えた総合点数に応じて、次に定める基準に基づき、それぞれの等級に格付する。ただし、（2）及び（3）に規定する要件を全て満たしていなければならない。

等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設 工 事
A	900 点以上	800 点以上	700 点以上	750 点以上	750 点以上	700 点以上
B	650 点以上	700 点以上	700 点未満	750 点未満	750 点未満	700 点未満
C	650 点未満	700 点未満				

イ 隔年の格付を行う時（令和 6 年 6 月 1 日。以下「隔年格付」という。）は、令和 5 ・ 6 年度の入札参加資格の認定と併せて行う格付の時（令和 5 年 6 月 1 日。以下「定期格付」という。）に用いた経審点を最新の経審点と入れ替え、「2（2） 技術者の資格」に基づく配点を最新の技術者の数（ただし、令和 6 年 6 月 1 日時点で連続して 3 か月以上雇用されている者に限る。）で算出した技術事項等評価点数を加えた総合点数に応じて、上記アに掲げる基準に基づき、それぞれの等級に格付する。この場合において、「2（2） 技術者の資格」以外の項目は、定期格付の技術事項等評価点数を用いる。

(2) 工事の種類別の各等級に必要な技術者数

工事の種類	等級	技術者	技術者数
土木一式工事	A	1 級技術者	3 人以上
	B	1 級技術者	1 人以上
建築一式工事	A	1 級技術者	2 人以上
	B	1 級技術者	1 人
		2 級技術者	又は 2 人以上
電気工事	A	1 級技術者又は 2 級技術者	2 人以上
管工事	A	1 級技術者又は 2 級技術者	2 人以上

※ 上天草市内の主たる営業所又は契約権限を委任された営業所に勤務する技術者を対象とする。

(3) その他

次の取扱いに係る格付の適用期間は、定期格付及び隔年格付からそれぞれの取扱いに応じた期間とする。

ア 新たに入札参加者資格の認定を受ける者の取扱い

新たに入札参加者資格の認定を受ける者については、対象となる工事の種類全てにおいて、2 年間最も下位の等級に格付を行う。この場合において、定期格付後に新たに入札参加者資格の認定を受ける者の隔年格付については、最新の経審点のみを用いる。

イ 既に入札参加者資格の認定を受けている者の工事の種類追加の取扱い

既に入札参加者資格の認定を受けている者の工事の種類追加については、定期格付又は隔年格付の際に認定を行い、併せて格付する場合は、定期の申請書又は変更届を提出した直前の格付（6 月 1 日）以降に新たに建設業許可を受けた工事の種類にあっては 2 年間、それ以前に建設業許可を受けていた工事の種類にあっては 1 年間、上記の（1）及び（2）の要件を満たす格付等級の 1 等級下位の等級に格付を行う。この場合において、定期格付後に工事の種類追加に伴う隔年格付については、最新の経審点のみを用いる。

(4) 適用期間

この格付基準の適用期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

2 技術事項等評価項目及び数値（主観的要素）

（１） 工事成績

令和３年度及び令和４年度における上天草市での工事实績における工事の種類ごとの平均点により加点又は減点を行う。ただし、実績のない工事の種類については行わない。

事項区分	基準区分	点 数
市発注工事の種類別 平均工事成績	請負額１３０万円以上の 工事がある業者	(平均点－６５点) × ３
	請負額１３０万円未満の みの工事がある業者及び 工事实績がない業者	評価なし
市発注工事優良工事 状況	工事成績８５点以上	１件につき２０点
	工事成績８０点以上 ８５点未満	１件につき１０点
市発注工事粗雑工事 状況	工事成績６５点未満	１件につき－２０点

（２） 技術者の資格

上天草市工事等入札参加者資格審査申請時に提出した技術者名簿により配点を行う。

工事の種類	技術者	点 数	資 格 ※技術士又は技能士の検定職種 () は経験年数
土木一式 工事	１級技術者	１０点／人	１級建設機械施工技士 １級土木施工管理技士 技術士※ ※建設・総合技術監理「建設」、農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」、水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」、森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」
	２級技術者	５点／人	１級建設機械施工技士補 ２級建設機械施工技士 １級土木施工管理技士補 ２級土木施工管理技士「土木」
建築一式 工事	１級技術者	１０点／人	１級建築施工管理技士 １級級建築士
	２級技術者	５点／人	１級建築施工管理技士補 ２級建築施工管理技士「建築」 ２級建築士

電気工事	1 級技術者	1 0 点／人	1 級電気工事施工管理技士 技術士※ ※建設・総合技術監理「建設」、電気電子・総合技術監理「電気電子」
	2 級技術者	5 点／人	1 級電気工事施工管理技士補 2 級電気工事施工管理技士 第 1 種電気工事士 第 2 種電気工事士（3 年） 第 1 ～ 3 種電気主任技術者（5 年） 建築設備士（1 年） 1 級計装士（1 年）
管工事	1 級技術者	1 0 点／人	1 級管工事施工管理技士 技術士※ ※機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」、上下水道・総合技術監理「上下水道」、衛生工学・総合技術監理「衛生工学」
	2 級技術者	5 点／人	1 級管工事施工管理技士補 2 級管工事施工管理技士 給水装置工事主任技術者（1 年） 建築設備士（1 年） 1 級計装士（1 年） 1 級技能士※ 2 級技能士※（3 年） ※冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管「建築配管作業」・配管工、建築板金「ダクト板金作業」
舗装工事	1 級技術者	1 0 点／人	1 級建設機械施工技士 1 級土木施工管理技士 技術士※ ※建設・総合技術監理「建設」
	2 級技術者	5 点／人	1 級建設機械施工技士補 2 級建設機械施工技士 1 級土木施工管理技士補 2 級土木施工管理技士「土木」
水道施設工事	1 級技術者	1 0 点／人	1 級土木施工管理技士 技術士※ ※上下水道・総合技術監理「上下水道」衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」
	2 級技術者	5 点／人	1 級土木施工管理技士補 2 級土木施工管理技士「土木」

※1 上天草市内の本店又は契約権限を委任した営業所等に配置された者で上天草市内に住民票を有する者のみを対象とする。

※2 個人で等級が異なる同一の資格を保有する場合は、上位等級のもののみを加点の対象とする。

(3) 施工技術（基準日：令和5年4月1日）

工事の種類	摘 要	点 数
管工事	上天草市指定給水装置工事事業者	10点
	上天草市下水道排水設備指定工事店	10点
	浄化槽設備士	5点／人
舗装工事	1級舗装施工管理技術者	10点／人
	2級舗装施工管理技術者	5点／人
水道施設工事	上天草市指定給水装置工事事業者	10点

※ 浄化槽設備士並びに1級及び2級の舗装施工管理技術者は、上天草市内の本店又は契約権限を委任した営業所等に配置された者で上天草市内に住民票を有する者のみを対象とする。

(4) 不正行為等

令和3年度及び令和4年度における上天草市からの指名停止の状況

区 分	点 数	摘 要
指名停止期間	月数×－20点	

※ 指名停止期間が1月に満たないときは1月とし、指名停止毎に算出する。

(5) 工事完成高

令和3年度及び令和4年度に市のしゅん工検査を行った工事

工事金額（対象工種共通）	点 数	摘 要
100,000千円以上	20点	
50,000千円以上 100,000千円未満	15点	
10,000千円以上 50,000千円未満	10点	
10,000千円未満	5点	

(6) 技術者の雇用状況（基準日：令和5年4月1日）

区 分	点 数	摘 要
住民	5点／人	
若年者	5点／人	
障がい者	5点／人	
保護観察対象者	5点／人	
消防団員	5点／人	

※1 上天草市内の本店又は契約権限を委任した営業所等に配置された者で上天草市内に住民票を有する者のみを対象とし、それぞれの区分に重複可とする。

※2 若年者とは、令和5年2月28日時点において29歳以下の者であり、かつ、6か月以上前から継続的に雇用されている者とする。

(7) 社会貢献（基準日：令和5年4月1日）

区 分	点 数	摘 要
上天草市建設業協会又は上天草市設備工事組合に加入している者	20点	いずれかの団体に加入している者を対象とする。
ボランティア活動を行った場合	10点／回	最大2回までとする。
ブライト企業の認定	10点	
男女共同参画の推進	5点	就業規則において育児休業制度及び介護休業制度の両制度を設けている場合に対象とする。ただし、ブライト企業の認定を受けている場合は加点しない。
熊本県SDGs登録事業者	5点	ブライト企業の認定を受けている場合は加点しない。